

(職務権限)

- 第7条 支部長は本会を代表して会務を整理し、会議の議長となる。
- 2 副支部長は支部長を補佐し、支部長事故あるときはその職務を代理する。
 - 3 会計は本会の経理を処理する。
 - 4 監事は本会の業務及び経理を監査する。
 - 5 事務局は本会の事務を処理する。

(会議)

- 第8条 本会の会議は、支部長が必要と認める場合召集し、かつ開催する。
- 2 総会は毎年1回開催するものとし、役員会は支部長が必要と認める場合、そのつど開催する。
 - 3 会員の2分の1以上の要求があった場合、支部長は会議を開催しなければならない。

(総会の付議事項)

- 第9条 総会に付議する事項は次のとおりとする。
- (1) 規約の制定及び改廃に関する事項
 - (2) 事業計画及び収支予算並びに事業実績及び収支決算
 - (3) 役員を選任に関する事項
 - (4) 会費の賦課徴収に関する事
 - (5) その他、重要事項

(会議の運営)

- 第10条 総会は、議決権を有する構成員の2分の1以上の出席により成立し、議決は出席者の過半数をもって議決権を行使することができる。
- 2 議決権を有する会員は、総会において書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

(経費)

- 第11条 本会の経費は、会費及び助成金、寄付金、委託金、その他の収入をもってこれに充てる。

(事業年度)

- 第12条 本会の事業年度は、2月1日から翌年1月31日までとする。

(雑則)

- 第13条 本規約に定めない事項については、そのつど臨時総会又は役員会で協議決定する。

附 則

この規約は、平成14年4月14日から施行する。

附 則

この規約は、平成15年4月6日から施行する。

附 則

この規約は、平成17年4月10日から施行する。

附 則

この規約は、平成15年4月6日から施行する。

附則

この規約は、平成19年3月25日から施行する。

附則

この規約は、平成23年3月5日から施行する。

附則

この規約は、平成24年3月3日から施行する。

附則

この規約は、平成28年3月20日から施行する。

附則

この規約は、平成29年3月18日から施行する。